

危機管理マニュアル5

外国人留学生・外国人研究者等在学中の危機管理

[大学が、外国人留学生等に行うこと]

1. 危機のケース

本学で受入れた外国人留学生や外国人研究者等が本学に在籍する間に想定される危機発生のケースとしては、主に以下のものが想定される。

- ・ 大規模災害
- ・ 交通事故・火災事故
- ・ 病気、ケガ（重篤、長期にわたる治療が必要な場合）
- ・ 行方不明、失踪
- ・ 犯罪（被害、加害）
- ・ その他（人間関係、ハラスメント、修学、学費に関する問題）

2. 基本的対応方針と対応方法

外国人留学生等に危機が発生した場合の対応及び情報収集・連絡方法は、原則として、本学で定める諸規則、「危機管理に関するガイドライン」の他、本マニュアルに定める方法によるものとする。

外国人留学生等に危機が発生した場合、「国立大学法人豊橋技術科学大学における危機管理に関する規程」に基づき、対策本部を設置するか否か学長が決定する。

対策本部を設置する場合は、対策本部において適宜、必要な対応にあたることとし、対応方法については、マニュアル2「対策本部を設置する場合」に準ずるものとする。

対策本部を設置しない場合には、担当部局において適宜、必要な対応にあたることとし、対応方法については、マニュアル2「対策本部を設置しない場合」に準ずるものとする

なお、情報収集・連絡体制については、関係機関等の協力も得て、原則として、別表1・3・4に基づくものとする。

3. 派遣元大学等への対応

危機対応が必要となった場合は、必要に応じて、当該外国人留学生等の派遣元大学、母国・地域の在外公館等とも連絡調整を行うこととする。

4. 受入れの中止・延期・継続、途中帰国の判断

受入れの中止・延期・継続、途中帰国の判断に当たっては、学生・研究者本人の状況・希望、派遣元大学等の判断、派遣元国・地域の情勢や、国家間等の状況を踏まえて総合的に判断する他、本学で定める諸規則により判断することとする。